

調査の概要

【調査の沿革】

昭和 51 年から 5 年ごとに行われており、令和 3 年は 10 回目の調査になります。

【調査の時期】

令和 3 年 10 月 20 日現在で実施しました。

(生活時間の配分についての調査は、10 月 16 日から 10 月 24 日までの 9 日間のうち、調査区ごとに指定された連続する 2 日間)

【調査の根拠法令】

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計として、実施されました。

【調査の対象】

平成 27 年国勢調査の調査区のうち、総務大臣の指定する調査区内に居住する世帯の中から抽出した世帯の、10 歳以上の世帯員を対象としています。

(全 国) 約 7,600 調査区、約 91,000 世帯

(千葉県) 237 調査区、 2,856 世帯

ただし、以下の者は調査の対象から除かれています。

- ア 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）
- イ 外国軍隊の軍人、軍属とその家族
- ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- エ 刑務所、拘置所に収容されている人
- オ 少年院、婦人補導院の在院者
- カ 社会福祉施設に入所している人
- キ 病院、療養所などに入院している人
- ク 水上に住居のある人

【調査の方法】

総務大臣－都道府県知事－指導員－調査員－調査世帯の流れで行われ、調査票は、過去1年間のさまざまな活動状況や指定された2日間の時間の過ごし方を調査する『調査票A』と、指定された2日間の時間の過ごし方をできるだけ詳しく、具体的に記入する『調査票B』の2種類があり、それぞれ指定された調査区の調査対象世帯に調査員が配布し、収集しました。

また、インターネットによる回答も可能でした。

【調査事項】

『調査票A』	『調査票B』
<p>【 全ての世帯員に関する事項 】</p> <p>ア 世帯主との続柄</p> <p>イ 出生の年月又は年齢</p> <p>ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況</p>	
<p>【 10歳未満の世帯員に関する事項 】</p> <p>育児支援の利用の状況</p>	
<p>【 10歳以上の世帯員に関する事項 】</p>	
<p>ア 氏名</p> <p>イ 男女の別</p> <p>ウ 配偶の関係</p> <p>エ ふだんの健康状態</p> <p>オ 学習・研究活動の状況</p> <p>カ ボランティア活動の状況</p> <p>キ スポーツ活動の状況</p> <p>ク 趣味・娯楽活動の状況</p> <p>ケ 旅行・行楽の状況</p> <p>コ 生活時間配分</p>	<p>ア 氏名</p> <p>イ 男女の別</p> <p>ウ 配偶の関係</p> <p>エ ふだんの健康状態</p> <p>コ 生活時間配分</p>

『調査票 A』	『調査票 B』
【 15 歳以上の世帯員に関する事項 】	
ア 慢性的な病気及び長期的な健康問題の状態 イ 日常生活への支障の程度 ウ 介護の状況 エ 就業状態 オ 就業希望の状況 カ 従業上の地位 キ 勤務形態 ク 年次有給休暇の取得日数 ケ 仕事の種類 コ 所属の企業全体の従業者数 サ ふだんの 1 週間の就業時間 シ 希望する 1 週間の就業時間 ス 仕事からの年間収入	ア 慢性的な病気及び長期的な健康問題の状態 イ 日常生活への支障の程度 ウ 介護の状況 エ 就業状態 カ 従業上の地位 キ 勤務形態 ク 年次有給休暇の取得日数 ケ 仕事の種類 サ ふだんの 1 週間の就業時間 シ 希望する 1 週間の就業時間 ス 仕事からの年間収入
【 世帯に関する事項 】	
ア 世帯の種類 イ 10 歳以上の世帯員数 ウ 10 歳未満の世帯員数 エ 世帯の年間収入 オ 不在者の有無	

【結果の利用】

社会生活基本調査の結果は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、男女共同参画社会の形成など、国民の豊かな社会生活に関する各種行政施策に欠かすことのできない重要な資料となります。

(※) 1日の生活時間の配分の調査時期は、新型コロナウイルス感染症がいわゆる第5波として拡大した後、各地に順次発令されていた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が2021年9月末をもって全ての地域で終了し、解除された直後となる。